

悪質な訪問販売（購入）の特徴！

悪質な訪問販売業者は、誤解を与えるようなセールストークや強引な勧誘を行い、その場で契約をさせようとします。

例えば 消火器の点検のため、消防署の方から来ました

騙り商法



悪質業者は、いかにも消防職員のようなことを言って消火器の買い替えを勧めますが、消防職員とは関係がなく、通常よりも高額な消火器の購入を勧誘してきます。必ず身分確認をしましょう。

屋根瓦の無料点検をしています。

点検商法

いらなくなった古着などを買取ります。

押し買い

悪質業者は、無料点検を装って必要のない工事を勧誘して来たり、正規な業者よりも高額な工事費を請求してきます。

まずは、信頼ある業者に点検や見積りを依頼しましょう。

悪質業者は、古着の買取りを口実に訪問してきて、実際は高価な貴金属等を安価で強引に買取ってきます。

きっぱりと買取りを断る、又は貴重な物を業者に提示しないようにしましょう。

万が一契約してしまっても

一定の期間内であれば、無条件で解約（クーリング・オフ）ができる場合があります。

悪質な訪問販売業者に関する情報は、警察本部又は最寄りの警察署までご連絡ください。

三島警察署 055-981-0110（代表）

駐在所速報!!

三島警察署 丹那駐在所 発行・竹内
TEL 055-981 0110
055 974 1480

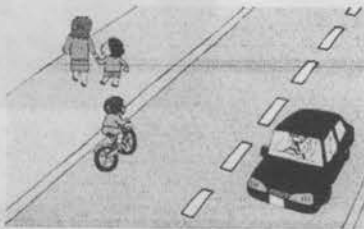


「自転車安全利用五則」を守ろう!



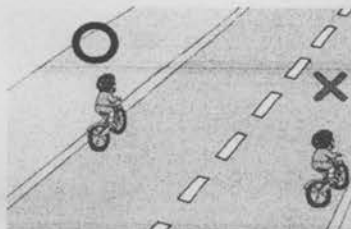
1 自転車は車道が原則、歩道は例外

道路交通法上、自転車は軽車両と位置付けられています。歩道と車道の区別があるところは車道通行が原則です。



2 車道は左側を通行

自転車は、車道の左側を通行しなければなりません。



3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道を通行する場合は、車道の寄りをすぐに停止できる速度で通行し、歩行者の通行の妨げとなる場合は、歩行者に道を譲らなければなりません。

※ 自転車が歩道を通行できる場合
自転車に乗って通行できることを示す標識がある場合など。



4 交通ルールを守る

- 交差点での一時停止と安全確認
- 信号を守る
- 2人乗りは禁止

- 夜間はライトを点灯
- 並進は禁止
- 飲酒運転は禁止



5 子どもは、ヘルメットを着用

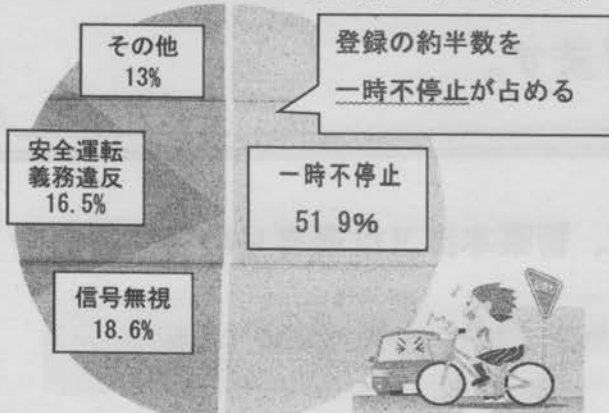
保護者は、児童・幼児を自転車に乗車させる際、乗車用ヘルメットを着用させるように努めなければなりません。



自転車運転者講習制度

～3年以内に2回の危険行為で講習受講～

自転車運転者講習制度違反別登録状況
(平成30年1月1日から平成30年12月31日)



静岡県自転車条例制定

(静岡県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例)

主な条例の内容

- ☆ 法令の遵守
- ☆ 中学生以下の児童・生徒が通学のために自転車を利用する際のヘルメット着用義務(10月1日施行)
- ☆ 自転車損害賠償保険等の加入義務(10月1日施行)
- ※ いずれも罰則なし

